

地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、過去の災害を振り返ると、庁舎の停電により災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられました。そのため、地方公共団体における業務継続性確保のため非常用電源を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、地方公共団体の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和3年度の状況について調査結果を取りまとめました。

2 調査結果の概要

市町村における調査結果の概要

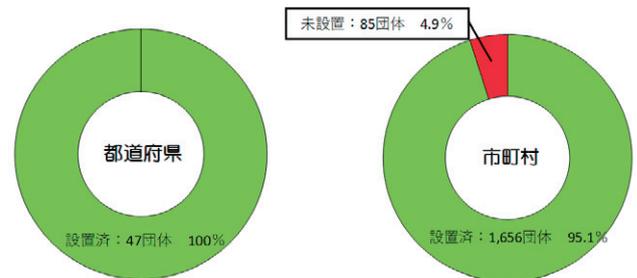
- 設置済団体数は、昨年度から20団体増加し市町村で1,656団体となった。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保や、浸水対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

3 調査結果の詳細

(1) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の設置状況をみると、設置している団体は、

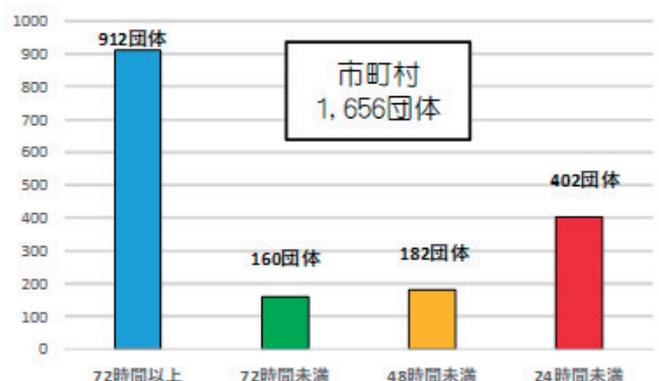
- 都道府県：47団体(100%) (前年比+1団体)
- 市町村：1,656団体(95.1%) (前年比+20団体)



(2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,656団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体 (97.9%)
- 市町村：912団体 (55.1%)

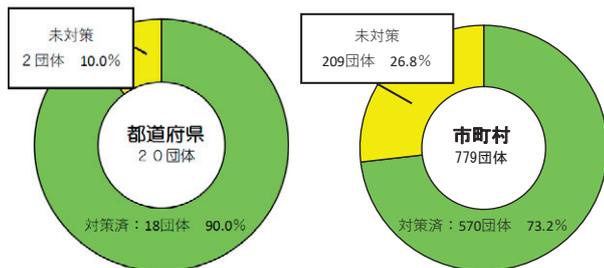


(3) 非常用電源の災害対策状況

ア 浸水対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村のうち、発災の際、浸水の恐れのある都道府県20団体及び市町村779団体における浸水対策の実施状況は以下のとおりとなります。

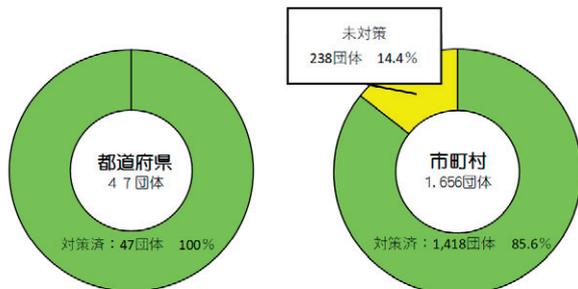
- 都道府県：18団体（90.0%）
- 市町村：570団体（73.2%）



イ 地震対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震対策の実施状況は以下のとおりとなります。

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,418団体（85.6%）



<参考>調査の概要

(1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

(2) 調査基準日

令和3年6月1日

(3) 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和4年3月30日付け消防災第71号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

(1) 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

(3) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

(4) 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525